

農林水産省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

法人名	役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案）※ 〈農林水産省評価委員会〉
農林水産消費安全 技術センター	理事長 (農林水産消費技術 センター) 理事 (食品等検査、総合 調整)	H17. 4. 1～H19. 3. 31 H19. 4. 1～H23. 3. 31 (同上)	1. 0
	理事 (農薬検査)	H19. 4. 1～H23. 3. 31 (同上)	1. 0
農畜産業振興機構	理事 (畜産振興部) 総括理事 (総括)	H21. 7. 1～H21. 12. 31 H22. 1. 1～H23. 3. 1 (同上)	1. 0

※ 業績勘案率（案）の算定は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率（案）「1. 0」については、意見はない。

以上

別紙

農林水産省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容			業績勘案率 (案)
			(参考) 在任期間	基本業績勘案率 (※1)	法人業績を勘案 して加算する率 (※2)	個人業績を勘案 して加算(減算) する率(※3)	
農林水産消費安全技術 センター	理事長	H17.4.1～H19.3.31 (農林水産消費技術センター)	同左	1.0	0.0	0.0	1.0
	理事	H19.4.1～H23.3.31					
	理事	H19.4.1～H23.3.31	同左	1.0	0.0	0.0	1.0
農畜産業振興機構	理事	H21.7.1～H21.12.31					
	総括理事	H22.1.1～H23.3.1	同左	1.0	0.0	0.0	1.0

(※1) 「基本業績勘案率」

年度業務実績評価の中項目（ない場合は大項目）の評価（5段階評価の場合は、S=1.30 A=1.00 B=0.70 C=0.25 D=0.00、3段階評価の場合はA=1.00 B=0.70 C=0.25で評価）を基に算定

(※2) 法人業績の加算

当該役員の担当業務に係る業績が過去の業績と比べ大幅に改善されている場合には、その内容に応じて0.5(5段階評価を適用している法人では0.2)を上限として加算可能

(※3) 個人業績の加減算

個々の職責に照らして特段の個人業績がある場合には、客観的・具体的に根拠を示した上で、その実績に応じて0.5を上限として増減可能